

令和3年度『千歳市職員の子育て支援に関する行動計画』実施状況について

平成15年7月、次世代育成支援対策推進法（以下「推進法」とします。）が公布され、国、地方公共団体、事業主、そして国民は、一体となって子育て支援に取り組むことが明確に位置づけられました。これを受け、本市では、平成17年1月に「千歳市特定事業主行動計画」を策定し、職員の仕事と子育ての両立支援に努めているところであり、令和3年度の取組状況をお知らせします。

《令和3年度の取組内容》

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

「千歳市職員のための子育て支援ハンドブック」により、特別休暇や経済的支援について、周知を行いました。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の推進

年次有給休暇の計画的取得の促進、子どもの出生時における特別休暇の取得等について、周知啓発を行いました。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

育児休業を取得した職員の所属部署に任期付職員を配置し、代替職員の確保を図りました。

「千歳市職員のための子育て支援ハンドブック」により、特別休暇や経済的支援について、周知を行いました。

職員が安心して育児休業等を取得できるよう「育児参加計画書」を活用した所属長による面談を実施しました。

(4) 庁内託児施設の活用等

病院内に保育室を継続して設置し、子育て世代が安心して働ける環境づくりを進めました。

(5) 超過勤務の縮減

超過勤務縮減の取組について通知するとともに、ノー残業デー（毎週水曜日）の定時退庁や時差出勤制度利用の啓発を行いました。

(6) 休暇の取得促進

年次有給休暇の計画的取得の促進、子どもの出生時における特別休暇の取得等について、周知啓発を行いました。

- (7) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組
各種研修や「男女共同参画通信」などによる情報提供により、職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正について意識啓発を行いました。
- (8) 出生サポート休暇の新設等を行いました。
令和4年1月1日より、職員が不妊治療にかかる通院等のため勤務しないことが相当である場合、特別休暇を取得できるよう職員に周知を行ないました。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

- (1) 子育てバリアフリー
庁舎に設置している、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレ・ベビーベッド・授乳室等の設備を快適に利用できるように維持管理を行いました。
- (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動
子育て総合支援センター等で子育て全般に係る支援を継続して実施しました。
子育てガイドブックを継続して提供しました。
子どもが参加する地域の活動に公共の敷地や施設を継続して提供しました。
子どもを交通事故から守る活動として、全職員に対し、交通安全研修会を実施しました。